



北後広総第119号
平成20年8月1日

審査庁

北海道後期高齢者医療審査会

会長 伊 藤 隆 道 様

処分庁

北海道後期高齢者医療広域連合長

大 場 倖



弁 明 書

次のとおり弁明いたします。

1 事件の表示

審査請求人 (以下「請求人」といいます。) が平成20年5月31日に提起した後期高齢者医療仮徴収額決定処分についての審査請求 (27号)

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めます。

3 審査請求の理由に対する認否

本件処分は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」といいます。）第107条、第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）の各規定及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」といいます。）附則第12条の規定に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がないため、否認します。

4 弁明の理由

(1) 事実

請求人に対する平成20年度の仮徴収は、法第104条第2項の規定により課される保険料を、法第107条、第110条において準用する介護保険法の各規定及び政令附則第12条の規定に基づき徴収するものです。

平成20年度の仮徴収によって4月、6月及び8月の年金から天引きする額は、平成18年の所得をもとに、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に關

する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「条例」といいます。）に定める保険料率によって計算された平成20年度の後期高齢者医療保険料額の見込額のおおむね2分の1となります。

なお、この保険料率は、法第104条第2項及び政令第18条第1項から第5項までに規定する基準に基づき、条例第8条及び第9条に定めています。

(2) 主張

- ① 請求人は、本人の承諾によらない保険料の年金からの天引き（以下「特別徴収」といいます。）が、憲法第29条に違反すると主張します。

法第104条の規定により、保険料の徴収は市町村の事務とされており、保険料の徴収方法の決定は、市町村が行ったものです。本件処分は、この市町村による決定に合わせて、その徴収額の決定を行ったものであって、請求人のこの主張は、本件処分に直接関わるものではありませんが、特別徴収が行われることは本件処分の前提要件となりますので、以下本広域連合としての見解を述べます。

憲法第29条は、同条第1項において「財産権は、これを侵してはならない」ことを原則とした上で、同条第2項において、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」とし、立法部が公共の福祉を理由に財産権を制約することを認めています。ただし、合理性を欠く恣意的な規制や正当でない差別的規制は禁止されていると判断されているところです。

これを本件に照らしてみると、まず、本件における特別徴収は、法によって定められたものです。

保険料の特別徴収は、納付義務者の納付に係る手間を軽減すること、市町村の徴収に係る経費や手間を軽減すること、また、確実に保険料を徴収することにより、後期高齢者医療の財政運営の安定に寄与することを目的に行われるものと考えますが、同法により納付が義務付けられている保険料について、この特別徴収の方法により徴収することは、このことをもって合理性を欠く恣意的な規制や正当でない差別的規制であるということはできず、憲法第29条第2項において与えられている立法の裁量の範囲を逸脱するものではないので、同条に違反するものとはいえないものと考えます。

- ② また、請求人は、75歳という年齢だけで別の医療制度をつくり、全員から強制的に保険料を徴収し、診療報酬で医療の制限を図ろうとすることは差別であり、憲法第14条の「法の下の平等」に違反すると主張します。

後期高齢者医療制度は、これまでの75歳以上の高齢者の医療機関における自己負担の水準を、将来にわたって維持するためにつくられたものです。医療

機関における自己負担はこれまでどおり原則1割とし、残る医療に要する費用のうち、約1割を高齢者自らの負担とし、残る約5割を税金、約4割を他の保険からの支援金で賄うこととしていることで、社会全体で75歳以上の高齢者を支える仕組みを明確にしようというものです。

このように、後期高齢者医療制度は、統計上医療を要する比率が高くなる75歳以上の高齢者に掛かる負担が過大になることがないよう、他の世代と比べて医療を受ける際の自己負担を低い水準で維持する目的で設けられたもので、このことは、社会保障の目的を実現する施策として、相当の理由を有する区分けと考えられ、憲法第14条に規定する法の下の平等に違反するものとはいえないものと考えます。

- ③ 次に、請求人は、無年金及び低年金の人から保険料を徴収するのは、憲法第25条（生存権）に違反すると主張します。

まず、保険料の仮徴収は、特別徴収の方法で保険料を徴収する方を対象に行いますが、年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料との合算額が特別徴収対象年金の受給額の2分の1を超える方は、特別徴収の対象から除外されますので、無年金の方について、仮徴収額の決定を行うことはありません。

介護保険の保険料について示された平成18年の最高裁判所の判例の趣旨をかんがみると、老齢基礎年金等の公的年金制度は、老後の所得保障の柱としてその日常生活の基礎的な部分を補うことを主な目的とするところ、この後期高齢者医療の保険料も、高齢者の医療に要する費用の一部に充てるために高齢者に課されるもので、日常生活の基礎的な経費に相当するものと考えられます。

また、特別徴収の対象とならない無年金又は低年金の被保険者の場合、その生計は、本人の貯蓄又は扶養によって維持されているものと考えられますが、法第108条は、世帯主及び配偶者的一方に対する保険料の連帯納付義務を定めており、この法の趣旨に照らしても、保険料を本人から無条件かつ強制的に徴収するというものではなく、これらの低所得者の負担に配慮して保険料を軽減した上で、一定の負担をいただくことは、他の被保険者との公平性の確保という観点からも、著しく合理性を欠くとはいせず、憲法第25条に違反するものとはいえないものと考えます。

- ④ 現在、国民の大多数における生活の実態は決して裕福なものとはいせず、殊に北海道内においては、その傾向は顕著なものとなっております。今後さらに加速すると見込まれる少子高齢化や超高齢社会を控え、北海道内の住民の今後の生活に対する不安は極めて大きく、請求人のみならず、種々の施策に対する不安や不満の声が大きくなっていることは紛れもない事実です。本広域連合としても、この心情は理解するところであり、これらの住民の声を真摯に受け止

め、後期高齢者医療制度が真に高齢者のための制度として受け入れられるべく、この制度の運営の改善に向けてより一層必要な努力を行っていかなければならないことを改めて痛感しております。

しかしながら、後期高齢者医療制度は、このような社会の情勢の下、国民の共同連帯の理念等に基づき、国民の高齢期における適切な医療を確保し、また、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として創設された制度であり、本件処分に関しては、前号に記載したとおり、適法かつ適正に行われたものですので、これを取り消すこととする理由はないものと考えます。以上の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めるものです。

5 添付書類

- (1) 保険料台帳
- (2) 後期高齢者医療保険料について
- (3) 関係法令（抜粋）